

第93号議案 長崎市いこいの里条例の一部を改正する条例を廃止する条例

ページ

1 条例案の概要	1～2
----------	-----

水産農林部

令和元年6月



1 条例案の概要

(1) 廃止理由

長崎市いこいの里は、平成10年7月に開園し、指定管理者制度を導入するため、平成18年に「長崎市いこいの里条例の一部を改正する条例（平成18年9月27日付条例第38号）」の制定を行い、平成18年度から平成19年度にかけて提案事業者を公募したが、指定管理者制度の導入までに至らなかった。

このため、当面、直営を基本とした運営を行うとともに、今後の施設のあり方、運営方法等についてさらに検討を進めていくこととして、平成20年度に、都市計画部から水産農林部へ所管換えを行い、「いこいの里再整備計画（平成20年度策定）」に基づく施設整備などにより農業体験型施設としての充実に努めた結果、平成27年度以降は、来園者数が年間30万人を超え、一定の来園者数が見込まれる施設となった。

その後、平成30年度からの指定管理者制度の導入に向けて、庁内協議などの検討作業を進めたが、導入に至らず、「市民ニーズの確認」及び「類似施設の状況把握」などの現状分析や方向性などの検討作業を進めた結果、これまでの「土と自然に親しむレクリエーションの場」から「遊びを通して子供の成長をみんなで育む施設」へと施設の方向性を変更することとなった。

このように、現在のいこいの里は、当初、指定管理者制度を導入しようとした時点から施設に係る状況も大きく変わっていることから、当時の状況下で、指定管理者制度の導入を行うことを改正内容としている、未施行の「長崎市いこいの里条例の一部を改正する条例（平成18年長崎市条例第38号）」を廃止しようとするもの。

(2) 施行期日

公布の日

(3) これまでの主な経緯

時期	内容
平成10年3月	長崎市いこいの里条例制定
平成10年7月	農業体験型施設「あぐりの丘」として開園 農畜産物加工施設(ミルクプラント、ソーセージ工房)、レストラン、ビール工房、ミニ遊園地などを整備し運営 (維持管理は(株)長崎ファミリーリゾート、運営は(株)ファームの共同で運営を開始)
平成13年3月	(株)長崎ファミリーリゾートの解散
平成13年4月	市が維持管理(都市計画部が所管)
平成18年3月	(株)ファームの撤退
平成18年4月	維持管理に加え、運営も市の直営
平成18年度	指定管理者制度導入検討 指定管理者制度導入を図ったが、提案業者が募集基準に至らなかった。
平成19年度	指定管理者制度導入検討 指定管理者候補者が、議会審査において承認されず、指定管理者の導入には至らなかった。
平成20年度	農業体験型施設としての運営を強化するため水産農林部へ移管
平成21年度	いこいの里再整備計画を策定 「市民参加で創る、人と自然のつながりを思いだし体感する場」及び「食農教育」という具体的なコンセプトを掲げ、施設を整備 村のエリアから街のエリアへ移設：管理事務所、料理体験教室、ふれあい動物広場 街のエリア：ばら園の整備、子どもの遊具や広場整備、ふれあい動物広場リニューアルオープン、親水広場オープン
平成25年度	市民協働の取り組みを開始
平成29年度	平成30年度からの指定管理者制度の導入に向けて、庁内協議などの検討作業を進めたが、導入に至らなかった。
平成30年度	・「市民ニーズの確認」及び「類似施設の状況把握」などの現状分析や方向性などの検討作業を進めた。 ・その結果、これまでの「土と自然に親しむレクリエーションの場」から「遊びを通して子供の成長をみんなで育む施設」へと施設の方向性を変更することとなった。

[次の条例は、未施行]

○長崎市いこいの里条例の一部を改正する条例

平成18年9月27日条例第38号

長崎市いこいの里条例（平成10年長崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第15条を第17条とし、同条の前に次の1条を加える。

（市長による管理）

第16条 市長は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第2条第1項の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。

2 前項の場合における第4条第1項、第5条、第6条、第7条、第9条第1項及び第3項、第10条、第11条、第13条並びに別表の規定の適用については、第4条第1項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第5条から第7条までの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第9条第1項中「いこいの里の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表に掲げる使用料を市長に納入しなければならない」と、同条第3項中「利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第10条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料」と、第11条及び第13条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、別表中「基準額」とあるのは「使用料」と、「利用料金」とあるのは「使用料」とし、第4条第2項並びに第9条第2項及び第4項の規定は適用しない。

3 市長は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。第14条中「き損し」を「毀損し」に改め、同条を第15条とする。

第13条第1項中「第2条第1項」を「第5条第1項各号」に改め、同条を第14条とする。

第12条第1項各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「市」の次に「及び指定管理者」を加え、同条を第13条とする。

第11条を第12条とする。

第10条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第11条とし、同条の前に次の1条を

加える。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金を減免することができる。

第9条を次のように改める。

(利用料金)

第9条 行為の許可を受けた者（以下「行為者」という。）又はいこいの里の駐車場に自動車を駐車しようとする者は、いこいの里の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金（附属設備の利用に係るものを除く。）は、別表に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

3 附属設備の利用に係る利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

4 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。第6条から第8条までを削り、第5条を第8条とする。

第4条ただし書中「第2条第1項の」を削り、「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第7条とする。

第3条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第6条とする。

第2条第1項各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「指定管理者」に、「前項の行為の許可」を「前項の許可（以下「行為の許可」という。）」に改め、同条第3項中「市長」を「指定管理者」に改め、「第1項の」を削り、同条を第5条とし、第1条の次に次の3条を加える。

(指定管理者による管理)

第2条 市長は、いこいの里の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

2 市長は、前項の指定に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他市長が別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、次に掲げる条件を満たすものうちから最も適当と認めるものを指定管理者として指定する。

- (1) 市民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) いこいの里の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) いこいの里の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める条件
(指定管理者が行う業務)

第3条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) いこいの里における行為の許可その他のいこいの里の利用に関する業務
- (2) いこいの里の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) いこいの里のレストランその他の市長が必要と認める店舗の運営に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、いこいの里の運営に関して市長が必要と認める業務
(開園時間及び休園日)

第4条 いこいの里の開園時間及び休園日は、市長の承認を得て指定管理者が定める。

2 前項の承認の基準は、いこいの里の利用形態、利用者の利便性等を勘案して市長が別に定める。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

1 第5条第1項各号に掲げる行為をする場合の基準額

行為の種類	単位	金額
業として行う写真撮影	1日	円 102
	1月	1,584
行商その他これに類するもの	1日	257
興行	1平方メートルにつき1日	18
広告物の掲出	広告表示面積1平方メートルにつき1日	1,584
集会、展示会その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1日	12
備考		
1 利用料金の額を算出する基礎となる面積が、1平方メートルに満たないもの又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。		

- 2 利用料金の額を算出する基礎となる期間で月を単位としているものは、その期間が1月に満たないもの又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。ただし、その期間が15日以内の場合は、1月を30日とした日割計算をする。
- 3 1件の利用料金の額が100円に満たないものは、100円とする。

2 駐車場の利用に係る基準額

区分	金額（1日当たり）
自動車	入出庫1回につき 200円
備考 「自動車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）をいう。	

附 則 抄

（施行期日）

- 1 この条例は、市長が定める日から施行する。